

2022年10月14日

各 位

会 社 名 ア ラ ラ 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 尾 上 徹  
(コード番号：4015 東証グロース)  
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 井 上 浩 毅  
(TEL 03-5414-3611)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の臨時取締役会において、下記の通り、定款の一部変更を2022年11月25日開催予定の第17回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を、法務省令で定める範囲に限定することができるようにするための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>附則</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>附則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 令和4年9月1日（以下「施行日」という）<u>から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p>2 本条は、<u>施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上